

不利益処分 / 処分基準 個票 (美郷町)

< 個票情報 >

所 管 部 署	税務課
適用日 (掲載日)	平成 27 年 6 月 11 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	督促手数料の徴収
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	美郷町諸収入金の督促手数料及び延滞金の徴収に関する条例第 4 条第 1 項

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	美郷町諸収入金の督促手数料及び延滞金の徴収に関する条例第 4 条
処 分 基 準	<input checked="" type="checkbox"/> 設定 <input type="checkbox"/> 未設定 <input type="radio"/> 美郷町諸収入金の督促手数料及び延滞金の徴収に関する条例 (督促手数料) 第 4 条 前条の規定により督促状を発したときは、督促手数料を徴収する。 2 前項の督促手数料の額は、督促状 1 通について 100 円とする。
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	適用除外
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日

不利益処分 / 処分基準 個票 (美郷町)

< 個票情報 >

所 管 部 署	税務課
適用日 (掲載日)	平成 27 年 6 月 11 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	延滞金の徴収
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	美郷町諸収入金の督促手数料及び延滞金の徴収に関する条例第 5 条第 1 項

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	美郷町諸収入金の督促手数料及び延滞金の徴収に関する条例第 2 条、第 5 条第 1 項
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>○美郷町諸収入金の督促手数料及び延滞金の徴収に関する条例 (定義) 第 2 条 この条例において「諸収入金」とは、負担金、分担金、使用料、加入金、手数料及び過料その他の収入金(地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)第 1 条第 1 項第 14 号の規定による地方団体の徴収金を除く。)をいう。 (延滞金) 第 5 条 諸収入金をその納期限後に納付する者は、当該諸収入金にその納期限の翌日から納付の日までの期間に応じ、当該諸収入金額が 100 円以上であるときは、100 円(100 円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)について年 14.6 パーセント(督促状を発する前の期間又は督促状を発した日から起算して 10 日を経過した日以前の期間については年 7.3 パーセント)の割合を乗じて計算した金額を加算して納付しなければならない。ただし、延滞金の確定金額に 10 円未満の端数があるとき、又はその全額が 10 円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。 2 略</p>
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	適用除外
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日